0404.10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																								
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの																								
	(1) 脂肪分が全重量の5%以下のもの																								
	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																								
040410.111	― 砂糖を加えたもの		Xq1																						
040410.119	― その他のもの		Xq1																						
	〔2〕 その他のもの																								
	〔i〕 無機質を濃縮したホエイ																								